

銀座街づくり会議

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目6-1 銀座三和ビル3F

PHONE: 03-3567-1535 ● FAX: 03-3563-0236 ● E-mail: ga-tpc@ginza.co.jp

● このNEWS LETTERは全銀座会銀座街づくり会議関係者の方々にお送りしています ●

6月7日に始まった、中央区と銀座街づくり会議との協議会は、9月30日（金）、第3回目の話し合いを終えました。

前回、中央区から提案のあった「屋上工作物の高さ制

限」「銀座デザイン協議会（仮称）の設置」について、銀座街づくり会議では調査経過をまとめ、中間報告しました。

第3回 中央区+銀座街づくり会議 協議会 銀座まちづくりデザイン・ガイドラインにむけて



さまざまな課題

屋上工作物については、屋上設置設備の目隠しや広告物などの目的が考えられます。実態はどのようになっているのでしょうか？ 屋上工作物の多い晴海通りについて調査したところ、ほとんどが単なる目隠しではなく広告物として機能していることがわかりました。しかし、東京都の屋外広告物の規定によれば、屋上広告は建物高さ合わせて52メートル以下、かつ、建物高さの3分の2以下、と定められています。銀座ルールによる晴海通り沿いの高さ制限は56メートルですから、今後、建物の高さが高くなるに従い、壁面広告が増えていくと考えられます。

屋上・壁面広告はビル・オーナーにとって貴重な収入源でもあります。屋上広告の高さについてはオーナーの考えも聞き、建物の高さとの関係から、慎重に決めてゆく必要があります。

色やデザイン、映像などの表現方法等々については、どのようにすれば、規制しすぎることなく、銀座らしい質をコントロールできるのでしょうか？ デザイン協議会のような機関を立ち上げ、地元が皆で話し合うプロセス、決めるプロセスが大切になります。メンバーや、議論に取り上げる項目、ルール化する項目をどれにするかも重要です。

また、考えられるさまざまなトラブルを想定して、組織の運用方法を考えていかななくてはなりません。

中央区は区の諮問機関として、デザイン協議会を位置づけ、銀座の合意のもとで行政指導要綱に書き込むことで

協議会の立場を明確にし、将来的な安定をはかりたい意向です。



デザイン・ガイドライン のための基礎調査

デザイン協議会を立ち上げるとすれば、そこで基準となるデザイン・ガイドラインが必要です。そのための基礎作業として、現在の銀座の街並みをつくっている要素をいくつかとりあげ、実態を調査することにしました。

「横のつながりを意識したファサードデザイン」「通りと店舗のつながり」「基壇部の構成パターン」「時代による建築デザインの変遷」等を調査しています。調査がまとまりましたら、みなさんにご報告します。



まちで情報共有を



銀座街づくり会議では、その時々のできごとや課題を、ニューズレターやシンポジウム等を通じてみなさんにお伝えする努力をしていますが、なかなか伝わりにくいのが現状です。通り会、町会等の会合にいつでも直接おうかがいし、ご説明させていただきますので、声をかけていただければ幸いです。

また、このニューズレターをコピーして町会でお配りいただくなど、ぜひご協力をお願いいたします

お知らせ①

ニューズレター27でご報告した柳沢厚さんの勉強会「地区計画銀座ルールと都市再生法の関係」をまとめたテキストができました。コピー代300円でお分けします。

お知らせ②

前号でお知らせしました11月17日シンポジウム「銀座-受け継がれる魅力」次々とお申込みいただいております。お早めにお申込み下さい。